

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- ①企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援、取引先のテレワーク導入支援 等）を進めます。
- ②IT 実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）を進めます。
- ③災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

3. その他

- ・当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。
- ・当社は取引先の皆様にもコンプライアンスホットラインの専用窓口「取引先様ホットライン」を設けており、ホームページにて取引先様ホットライン専用窓口メールアドレスを公開しております。また、「取引先様ホットライン」では、年に1度、グループ取引先様宛に「取引先様アンケート」を実施しております。このように上記の宣言内容が守られているかなど、もしも不備がある場合にはそれらを受け付ける体制を構築しております。

- ・取引適正化の重点課題解決を目指し、法令遵守、人権尊重、環境配慮、情報保護、安定供給などを定めた「ウエルシア商品取引基準」に則り、自社のサプライヤーや下請先、請負先にも要請するなど、サプライチェーン全体の付加価値向上、共存共栄を目指してまいります。
- ・当社は、『お客様とのコミュニケーションを大切にし、「綺麗になりたい」という素直な気持ちでプロフェッショナルとしてきちんと応える』を実現するにあたり、取引先は重要なパートナーであり、公正な取引を通じてお互いの繁栄を目指しております。

2025年11月10日
(2026年1月1日更新)

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社MAYA 代表取締役 上村匡弘